

会 議 録

会議名 (付属機関等名)	川西市個人情報保護審議会(第67回)		
事務局(担当課)	総務部 総務課 内線(2322)		
開催日時	令和4年 8月31日(水)午後6時00分～午後8時00分		
開催場所	オンライン会議 (事務局及び対面参加委員 川西市役所 4階 庁議室)		
出席者	委員	丸山会長 藤田副会長 佐師委員 武内委員 梅野委員 酒井委員 以上6名 (欠席:松尾委員)	
	実施機関	<こども支援課> 釜本副部長、井上副部長	
	事務局	総務課 田家部長、岡本副部長、今井課長、黒田課長補佐、 川合副主幹、早金主査、中野主任	
傍聴の可否	可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 審議事項 諮問第65号 子育て応援ギフトカード支援事業における個人情報の目的外利用について 2 報告事項 個人情報保護法の改正に伴う条例改正について 3 その他 次回開催予定等		
会議結果	(1) 原案通り可決。 (2) 報告事項については、審議会の承認を得る。		

審 議 経 過

事 務 局	それでは定刻になりましたので、まず初めに、Web会議システムを利用して参加される委員がいらっしゃいますので、通信状況の確認を行いたいと思います。(Web参加委員への応答確認)各委員へ、こちらの音声は聞こえていますか。
委 員	はい、聞こえています。 Web参加委員(藤田副会長、梅野委員、佐師委員)
事 務 局	ありがとうございます。Web会議システムの操作に関しては事務局で行いますが、委員の皆様におかれましては会議の中で、手を挙げる、の操作を行っていただきます。よくご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、念のため動作の確認をお願いします。 <手を挙げるの操作確認>
事 務 局	ありがとうございます。挙手ボタンはされる時は、発言時と承認時に使用します。発言時についてですが、遠隔で参加される方は、質疑、審議において発言のある方は挙手ボタンを押してください。市役所で対面参加されている方につきましては、手を挙げていただきましたら、事務局で挙手ボタンを操作いたします。会長におかれましては、挙手ボタンをご覧いただき、発言者を指名いただければと思います。また、承認時でございますが、遠隔で意思確認を確実にするため、異議がある場合に挙手いただくのではなく、異議がない場合に挙手ボタンを操作いただくこととします。具体的には、異議のある方はいらっしゃいますか、異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は挙手ボタンを押してください。対面参加の方は異議がなければそのまま結構ですというように、お話をいただきますようお願いいたします。ここまで、特に、ご不明な点等ございますでしょうか。それから、本日の審議会に係る会議公開でございますが、これまで同様、公開ということで、事前周知をさせていただいておりますので、その旨ご報告させていただきます。また、答申書や会議録の作成に正確性を期すため、会議の内容を録音させていただきます。作成後は録音データを削除いたしますので、ご理解の程よろしく願いいたします。それでは、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは、ただいまから、第67回川西市個人情報保護会を開催いたします。まず、開会に当たりまして、Web会議システムを利用しての開催となります。先ほど事務局から確認があったとおり、梅野委員、佐師委員、藤田委員(Web参加委員)の出席が確認できました。 本日は、松尾委員が欠席されていますが、6名出席となり、過半数は満たしておりますので、当審査会は有効に成立していることを報告申し上げます。また、今年度から事務局が総務部総務課に移管されていますので、事務局に於いては、簡単に自己紹介をお願いいたします。
事 務 局	<事務局 紹介> 総務課 田家部長、岡本副部长、今井課長、黒田課長補佐、川合副主幹、早金主査、中野主任(野原情報公開担当課長(欠席))

<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、本日の資料について事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p><事務局 資料説明></p> <p>それでは、本日の提出資料、並びに送付資料のご確認、及び本日の諮問内容について簡単にご説明をさせていただきたいと思います。まず、送付させていただきました資料でございますが、レジメ、委員名簿、そして、審議資料と致しまして、諮問第65号の諮問書及び諮問第65号資料、報告資料といたしまして、報告資料1及び、報告資料2をお送りいたしております。</p> <p>ここまでで、資料等手元にない方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですかね。それでは説明させていただきます。まず、諮問書につきましては、ご送付させていただいた時点では、諮問実施機関におきまして、その決裁が、完了しておりませんでしたので、お送りさせていただいております書類データには印がございませんが、本日正式な文書の提出があり、事務局の手元に公印ありの文書をいただいております。諮問第65号資料は、事業の概要となっております。報告資料1は、令和5年4月1日から施行する予定の個人情報保護法施行条例の素案、報告資料2は、前年度の審議会と同様の資料でございますが、個人情報保護法改正の全体像の資料となっております。最後に委員名簿でございますが、現時点での委員の一覧を記載しております。副会長でありました橋本委員におかれましては、お仕事のご都合等により、委員としての活動が難しい状況であることをお伺いしており、この度の委員一覧からは外させていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>何か資料等に不足、不備等ございましたら、お申し出いただければと存じます。特にございませんでしょうか。</p> <p>なお、先程申し上げました通り、副会長職であった橋本委員が不在のため、審議に先立ち、川西市個人情報保護審議会規則に基づき、新たに副会長を選任する必要がありますので、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>先ほど事務局から説明のあったとおり、橋本委員が今年度からご事情により委員としての参加が難しくなったとのこと。橋本委員は、当委員会の副会長を務めておられましたので、川西市個人情報保護審議会規則に基づき、新たに副会長を選出する必要があります。同規則の第3条第1項の規定により、委員の互選によりこれを定めることとされていますので、委員の皆さまにお諮りしたいと存じますが、藤田委員は、これまで大手前大学で教鞭を執られるとともにNPO法人情報化連携推進機構で代表理事を務められるなど、ICT等の情報分野に精通されておられるため、副会長職をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。</p> <p>異議がないようでしたら、遠隔で参加されている方は挙手ボタンを押してください。対面参加の方は異議がなければそのまま結構です。</p>
<p>委 員</p>	<p><挙手ボタンの確認> 異議なし</p>

<p>会 委 員</p>	<p>ありがとうございます。参数多数のため、それでは、藤田委員に副会長に就いていただければと思います。ありがとうございます。今後ともご協力いただければとお願いいたします。宜しくお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、早速ですが、本日のレジュメにあります、審議事項に入って参ります。審議事項の諮問第65号、子育て応援ギフトカード支援事業における個人情報の目的外利用についての説明を受けたいと思います。事務局の方は、当該案件に係る実施機関の担当課を入室させてください。</p> <p><実施機関入室></p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、本日の諮問案件についての説明を求めたいと思いますが、ご説明いただく前に、本日ご出席の皆さん、簡単で結構ですので、それぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>皆さん、こんにちは、こども未来部 副部長の釜本と申し上げます。よろしくお願い致します。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>続いて、こども未来部 副部長井上と申します。よろしくお願い致します。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。それでは、本日の審議案件について、ご説明を受けたいと思います。まず、諮問第65号、子育て応援ギフトカード支援事業における、個人情報の目的外利用についての内容について、実施機関の担当の皆様から説明をいただければとお願いしたいと思います。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>はい。着席のまま失礼いたします。それでは、子育て応援ギフトカード支援事業についてのご説明をさせていただきます。この度実施する子育て応援ギフトカード支援事業は、最近の原油価格・物価高騰への対策として子育て世帯等にギフトカードを支給するものです。これは、法令の規定に基づく事務にはあらず、かつ、対象者を特定するために必要な個人情報を目的外使用するものであるため、諮問させていただくものでございます。利用する個人情報につきましては、市民課、及び、教育委員会、就学・給食課が所有する情報を、こども支援課が利用し、対象者へ通知する帳票の発行また、各対象者情報の管理を行ってまいります。まず事業の概要について、説明いたします。子育て応援ギフトカード支援事業は、先程言いました通り、今年度の原油価格・物価高騰への対策として、子育て世帯等へギフトカードを支給するものでございます。対象者はですが、令和4年9月1日現在で川西市に住民登録のある児童で次の要件をみたすものです。要件の ですが、平成28年4月2日から令和4年9月1日生まれの児童、これは、0歳から、5歳のことでございます。その 番目としまして、市立小・中学校以外の小・中学校に在籍等する児童、2つの要件でございます。次に、当事業の事務の流れについてご説明いたします。住民基本台帳から上記の対象者のリストを抽出、または就学・給食課のデータを利用して、ギフトカードを同封した案内文書を発送します。その際、スマートフォンに対応した、キャッシュレス決済にも対応できるようにしていく予定でございます。事業の実施については、委託を前提としており、委託事業者につきましては、契約条件として、情報セキュ</p>

	<p>リティマネジメントシステム適合性評価制度への適合、そして、総務省地方公共団体情報セキュリティポリシー、市の個人情報保護条例及び情報セキュリティ対策基準に基づいている事業所、そして再委託にあたりまして、市が個人情報を適正に取り扱うことができるとして事前に承諾した場合のみと致します。最後に、委託業務終了後は個人情報を破棄するなどの条件をつけて契約いたします。なお、本人通知につきましては、当事業で抽出を行う必要があるデータは、市民全体となることから、本人通知を行うことは困難でございます。そのため、通知、個人の通知は省略いたします。以上が、今回進めさせていただく事業の概要となります。どうぞよろしくお願い致します。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。説明は以上の通りですが、ただ今の実施機関の説明につきまして、委員の先生方ご質問ございましたら、挙手いただければと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、会長。</p>
<p>会 長</p>	<p>お願い致します。</p>
<p>委 員</p>	<p>釜本副部長、ご苦労様です。ちょっと、数点聞きたいことあるのですが、まず、1点目、この目的の内容、最近の原油価格・物価高騰への対策として書いておられます、この文面だけ見た場合、市立小学校並びに中学校以外の在籍等する児童に、1万円相当のギフトカードを支給する事なのですね。そうなってくると、目的から見ますと、市立小学校並びに中学校に通学されている人が、どうなるんだと、言うふうにパッと見られたらそう思うわ。これがまず1つ、私の知る限りでは、要は中学校の給食が9月から完全実施されます。それで議会の方で決議されて、9月から12月まで、小学校、中学校の給食の無償化を提案されて選ばれそこで答申されて承認されたと言うふうに聞いているのですが、そういう事があって、市立小学校並びに中学校以外の人達に不公平になる可能性があるから、あえて子育てのためのギフトカードの支援をやります言うふうになっているのではないかと、それならば、始めから子育ての目的にそう言った内容をね、克明に書いた方が分かりやすかったのではないと思うのです。特に市議会での書かれている内容もそう言った所も含めてね、説明され、それならそれなりにストレートに書かれた方が、委員の方々も分かりやすかったのではないかとこのように思うのですが、それと同時にこの内容からいくと試してみたら公文書と同じだから後々残りますから、令和4年度でこのように実施されましたよと言う事になってくると目的がちょっと曖昧なことになってくるよう気がしてます。この辺りをお聞きしたいのです。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、実施機関から、いただければと思います。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>はい、先ほどの委員の質問についてのご回答させていただきます。 おっしゃっている通り9月から小中学校の給食費無償化で、目的を同じようにしております。原油価格・物価高騰等の目的を同じとしております、無償化が始まります。で、それは、今、おっしゃっていた通りに、市立の小、中学校という形になりますので、現実的には、その市立の給食費の無償化の恩恵を受けてない、私立の児童生徒の為と考えている事もあるんですけど、</p>

	<p>一応、こども未来部として出しているものとしては、その今おっしゃっていた通りの小中以外の部分、無償化になっている以外の部分で代替処置と言う事ではなくて、こども未来部単独としての考え方として実施させていただくものでございます。結果的には、委員がおっしゃっている通りにその現行を保つためとなるのですが、目的としましてはあくまでも、こども未来部、単独、独自のもので、市立の小中学校以外と考えております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。今の意見に対しましてご意見、ご質問ございますでしょうか。委員、お願い致します。</p>
<p>委 員</p>	<p>ちょっと、拘るのですが、やはり目的の所は、しっかりやる文章化された方がこの文章残って行く訳でしょ。それが今後、将来的に見られた時この目的はなんだったのかなあと言う様な思われがちな所が出てくると、だから、そういう小学校、中学校の給食、そう言ったところの無償化、9月から12月までのやる分の補填なのか、これ相当同額のギフトカードをする、市立の小中学校、中学校以外の児童の方々にお配りしましたといたと何らかの形に置いた方が分かりやすいのではと私は思います。拘って申し訳ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の件に関しまして実施機関から何かございますでしょうか。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>今回の目的というが、その小、中学校の給食費の無償化の代替でいくのならば、例えば、私立の小中学校の形になるのですが、今回対象としていますが、0歳から5歳、これも含まれております。ですから、こども未来部としては、0歳から5歳までのいわば未就学の児童への支援及び私立の小中学校の学生等への支援という様に考えております。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。では、先程、委員が挙手されていたと思いますのでお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。私も、ですね。この文書読んでいてどうして市立小中学校以外の、以外のと、あえて書いておられるのかと思ひまして、最初、これを含めさっと読んだ時に、これが一番不明な点で私も感じました。それとですね、児童一人、一万円相当なので、一万円と金額されているのですか、これ一万円とあってギフトカードの金額はこれ何を根拠として、どのような形でこういう金額を提示されたのか、そのようなこともちょっとお聞きしたいと思ひます。以上です。</p>
<p>実 施 機 関</p>	<p>一応、一万円と言う額につきましては、後ろに載っている今回の交付金を使ひましての支援というのは、こちらの部分だけでございませぬので、市全体で見に行かなければならないある中で、そこも合わせて基本となる所である、学校給食は無償化という通りやはりおっしゃれております通り、そのこの部分の支援、そのこの部分で恩恵の受れない所の部分の方もみていきましょうという所で、確かにその分全額という訳にもいかないのですが、そういうところも含めたところで、一万円という設定で、細かく積算を積み上げてという訳ではないのですが、学校給食の無償化の所の部分の金額と勘案したところで体の市が持っている予算と、相談した中での一万円と言う額になっております。</p>

<p>委員 会</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございます。 他に、ご質問ございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>私も、一点、お伺いしたのですが、この子育て応援ギフトカード支援事業についてと書かれているこのペーパーは、こういった性質のペーパーなのですか、今回の審議会に提出するためにご用意いただいたものなのか、こういった性質のペーパーなのですかね。目的、対象、方法、発送時期、その他と書かれている 諮問第65号資料と書かれている。</p>
<p>実施機 関</p>	<p>すいません。これにつきましては、審議会に諮るにあたって、特に、作ったものでございます。ただ、この中身については、議会で説明した内容でありますとか、そのような物をちょっと整理したという状況でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>となると、別途、子育て応援ギフトカード支援事業についての内容を明らかにするような物は別にご用意されているという事なのですかね。</p>
<p>実施機 関</p>	<p>用意すると言いますのは、それは、対外的にという意味ですかね。対外的にはこれは7月の臨時市議会の補正予算と計上していますので、その部分の資料として手元にはございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>承知いたしました。いずれにせよ、今回、個人情報保護に関連する審議会でありますので、そのために、ご説明のためにご用意していただいたという事で、この目的についての、主たる内容については、十分にご説明いただいて正しく理解できたと思いますので、この件については、これくらいにさせていただいて、他の点でもご質問あるようでしたら、ご発言、或いは挙手いただければと思います。はい。如何でしょうか。こちらの支援事業につきまして、はい。委員 お願い致します。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。この制度の施策の内容については、議会等で決定すべきものであると認識しております。内容については、私は何も申し上げることはございませんが、ここにごございます、委託をしてそして配布をすると言う所を、今世の中では非常にセンシティブな問題になっています。取り分け私も尼崎市とは非常に関係あるにもかかわらず、あのような事故が起ってしまったと。その中ではやはり再委託の条件、委託するところから更に次に行くところが、多くの課題が出ております。従いまして、今回の契約に当たりまして、その所は十分に再委託する業者さんのある意味で表面的な数字だけではなくて、この再委託するところの業者さんの信頼、ここは本当に信頼できるよねっという様な事を十分注意して委託をやっていただきたいと。これがこうしなさいと言う意味ではなくて、この事業の実施にあたってはその点は十分に考慮して特に再委託については、気になりますから、実施の時点では注意して事業を実施していただきたいとこれは、私のコメントであります。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。先ほども実施機関からのご説明の中で再委託に関して、一定の言及があったかと思うのですが、改めて再委託先の信頼の確保という点についてご説明いただければと思います。</p>

実施機関	はい、この再委託につきましては、一応、こちらで想定しているのはコールセンターを想定しております。ですから、基本的には電算のシステムであるとか、その内容についてのデータを渡すということではなく、制度についての説明、質問についての問い合わせ、そして、個人情報に係る部分については、一旦、例えばコールセンターで止めて、折り返し市から電話するという様なやり方で個人情報の保護に努めていきたいな、言うふうに考えております。以上でございます。
委員	わかりました。
会長	ありがとうございました。その場合、再委託に対して、どのような業務まで担当させるかという事までについては文章化する予定はあるのでしょうか。
実施機関	今、現在の段階で契約の仕様書とかは、まだ、出来てないような状況なのですが、その中におきましては再委託の条件としてこれを記入するような事の仕様書、もしくは、おそらく単価の契約となると思います。その契約書の中で至っていく内容だと認識しています。
会長	承知しました。ありがとうございました。委員の先生方、他の点に関しましてご質問ございませんでしょうか。委員お願いします。
委員	再確認したいのですが、今回の子育て応援ギフトカード支援事業につきまして、あくまでも、小学校、中学校の無償化の問題、それと、ギフトカードの支援の言ったようなものは、一過性で終わるとの認識性でいいですか。
実施機関	あの、それに関しましては、今回の所、財源といいますか、それがあるという前提で、今回やっております。ですから、引き続きやるかどうかというのは、まだ、勿論、未定ではあるのですが、我々と致しましては、まず、これを実施するという事で考えておまして、その後、例えば追加で1万円、給食が無償化というのは、まだ今の所、私の方ではまだ想定はしておりません。
委員	わかりました。
会長	ありがとうございます。他にこのギフトカード事業につきまして、ご質問ございませんでしょうか。
委員	もう一点だけ、ごめんなさい。これは7月の臨時の市議会で、補正予算が決定された言う事ですので、あと小学校14校、中学校7校のそちらの保護者への通知言ったものは、どうされるので。
実施機関	今のスケジュールで行きますと、おそらく、このギフトカードを全世帯、対象世帯に配られますのは、10月中、目途に考えておりますので、それまでの中で例えば広報でございますとか、何

委員	<p>らかの形でのPR、ホームページでのPRをしていきたいと考えております。</p> <p>市の広報に載せようと思うには、最低1ヶ月以上前ぐらいには、原稿作って出さなくては、広報は出来ない。</p>
実施機関	<p>そうですね。おっしゃる通りでございます、その部分につきましては、今回、諮問させていただいて答申いただいた後、どのようなやり方、ホームページはいつでも出せますので、その辺りをメインにしつつ、今回は対象者に発送の手法を取ります。ですから、私がお対象なの、対象でないのと言われたときに、いや、届きます。待っといってください。答えができる事業だと思いますので、その辺りでは、絶対に市民全員にPRというよりは、このような制度がありますというのを、PRする方がいいのかなぁと考えております。</p>
委員	<p>決まった以上は、早めに、通知された方がいいと思います。 よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>他にご質問、ございますでしょうか。他にご質問ないようであれば、遠隔に参加されている方は、挙手ボタンを押して下さい。対面参加の方は、質問が無いようでしたら、そのまま結構です。</p> <p><挙手ボタン操作></p> <p>ありがとうございます。遠隔の方も、皆様、挙手ボタン、押して下さいました事で、追加的な質問がないようですので、それでは、実施機関の担当者の方は、これにて退席していただいて結構です。どうも、ありがとうございました。</p>
実施機関	<p>ありがとうございます。よろしくをお願いします。</p> <p><実施機関 退室></p>
会長	<p>それでは、本日の諮問案件に係る個人情報の取扱いにつきまして、ご審議いただきたいと思っております。諮問第65号について、ご審議いただくわけですが、本件につきましては、条例第10条第1項第4号、及び、同条第2項にあります、目的外利用・提供の制限について、ご審議いただきたいと思っておりますが、ご意見等ございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いいたします。事務局の方に、少しお伺いしたのですが、こちらの別紙、目的外利用についての資料があったと思うのですが、こちらについての説明等は、</p>
事務局	<p>別紙は、諮問書の裏にございます。先ほど、右上、諮問第65号資料があります、内容が一致しています事から、合わせて実施機関の方でご説明いただいていると考えております。以上でございます。</p>

<p>会 長</p>	<p>はい、承知いたしました。</p> <p>と、言う事で、そちらの別紙も含めまして、この度の諮問につきまして、ご審議いただければと思いますのですが、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ、ご自由にご発言をいただければと思います。概ね内容について、ご質問無いという事でよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、異議なし。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。先ほど、委員から、再委託先の信頼度の確保についての、ご懸念、要望をコメントとして出していただいておりますが、こちらについて例えばこの度の諮問に対する答申として例えば付言のような形で付けておくという事といたしまししょうか、どういたしまししょう。</p> <p>この再委託に関しては、個人情報に触らせるという事ではなくて、むしろ、コールセンターに対しての制度説明をやっていただくとか、そういう問合せ対応、そういうことを念頭に置かれている既にもう具体的なイメージを持たれている事ですけど、特に、付言とかは不要とお考えでしょうか。もし、付言が必要だとお考えの方は、オンラインの方は挙手ボタンを押していただければと思うのですが、不要だと思われる方特に挙手ボタンを押さなくて結構です。如何でしょ。特に、不要と言う事で、ではですね、原案通りでという事で、こちらの審議会の方では結論させていただければと思います。では、次の案件に移りたいと思います。レジユメの2番目、報告事項、個人情報保護法の改正に伴う条例改正についてについて、説明を受けたいと思います。</p> <p>本件については、事務局である総務課より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>説明させていただきます。右上に報告資料1とあるものをご覧ください。(仮称)川西市個人情報の保護に関する法律施行条例の素案という形で報告資料として纏めてございます。</p> <p>現時点では検討中の条項等もあり、委員の皆様にご審議いただける段階ではございませんので、今回は報告事項として挙げさせていただいておりますが、9月末頃には条例案等をお示しし、諮問させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、内容に入らせていただきます。まず1の法施行条例の制定理由でございますが、国においては、社会全体のデジタル化に対応した、個人情報保護とデータ流通の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、法が改正されることになりました。改正後の法では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されています。これらは法改正の全体像等につきましては報告資料2としてまとめさせていただいておりますので適宜、ご覧ください。これまで各条例の規定に基づいて個人情報を取り扱ってきた地方公共団体は、令和5年4月1日以降、法や国のガイドライン等に基づいて、個人情報の収集・利用・提供等を行うこととなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体が条例で定めることができますので、本市においては、現時点で、開示請求に係る手数料や、条例の運用状況などを法施行条例で定めることを考えております。次に、2といたしまして、法施行条例に規定する内容でございますが、趣旨規定や、定義規定は当然定めることとなりますが、今回は本市の実情に応じた部分の規定内容を記載させていただいております。(1)は写しの交付に係る手数料でございます。現在は、開示にかかる手数料として1件300円と写し1枚につき10円をいただいておりますが、新たな条例においては、情報公開制度や行政不服審査</p>

制度における写しの交付に要する費用との均衡や、類似業務に係る手数料、近隣他市の状況を勘案し、写しの交付に係る手数料について検討させていただきたいと考えております。(2)は運用状況の公表でございます。現行条例においては、開示等請求の件数及び開示状況など現行条例の運用状況を毎年公表することが定められていますが、法においては、公表する義務は定められていません。この点、個人情報保護事業における本市の主体的な公表体制を確保することは、個人情報保護制度の適正な運営に資すると考えられることから、引き続き運用状況を公表することと致します。裏を見ていただきまして、3 個人情報保護審議会、個人情報保護審査会、情報公開審査会の統合でございます。次の(1)～(3)に記載の理由から法の改正に合わせて、川西市情報公開条例を一部改正し、川西市個人情報保護審議会、川西市個人情報保護審査会及び川西市情報公開審査会の担当事務を合わせて所掌する新たな附属機関を設置することを考えております。まず(1)ですが、改正後の法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが、特に必要である場合に限り、審議会等に諮問することができることとされており、これまで委員の皆様にご審議いただいたような個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されなくなることが一つ目の理由でございます。次に(2)ですが、開示等請求に係る決定に対する審査請求を審査する機関、つまり現在の川西市個人情報保護審査会は、法において、行政不服審査法 第81条第1項の機関として設置することが定められたことが2つ目の理由です。次に(3)ですが、個人情報保護制度と情報公開制度は、まさに、両輪であり、両制度に係る諮問事項は同一の附属機関において担任することが望ましいことが3つ目の理由となっております。以上から、令和5年4月1日から3つの機関を統合し、新たな付属機関を設置しようとするものです。最後に、今後のスケジュールでございます。まず(1)ですが、最初に申し上げたとおり新たな条例は令和5年4月1日から施行する必要があるため、現在の委員の皆様におかれましては、引き続き当該条例についてご審議いただきたいことから、現在の任期を令和4年8月31日から今年度末である令和5年3月31日まで延長させていただきたいと考えております。次に(2)ですが、本日委員の皆様からいただいたご意見や近隣他市の状況を参考に条例案の策定を進め、9月下旬頃に次回の審議会を開催し、施行条例の制定に係る諮問をさせていただきたいと考えております。

次に(3)ですが、先ほどの(2)の審議会での審議を踏まえた答申を11月上旬ごろに調整させていただきたいと考えております。続いて(4)ですが、12月市議会の議案として当該条例を上程し、議決後、(5)として令和5年4月1日から施行というスケジュールで考えております。以上で報告事項の説明を終わります。ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

会 長

ありがとうございます。個人情報保護法の改正に伴う自治体における対応に関してご説明をいただいたところなのですが、今の件に関しましてご質問ございましたら、挙手、或いはご発言できればと思います。はい、委員お願い致します。

委 員

私も、いくつかの個人情報審査会に出ておりますけども、今ご説明のあったのは、社会の流れでございますし、OECDなどはかなり厳しい条件を付けているの中で、国の個人情報審

	<p>議会に合わせて行くという事はやはり流れだと思いますので、今ご提案の事については何も問題ありませんし、できるだけ早くそちらの方に行く事がベターではないかと感想だけを申し上げます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。他に、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>基本的には質問になるのだと思うのですが、今、現在の私が所属しております、個人情報審議会というものの自体はなくなるという理解でいいのでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、事務局からご説明できればと思います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今、現在の川西市情報保護審議会っていうものは、そのものは無くなりますが、今後審議会等で担任する事務につきましては、新たな審議会の方に統合させていただきまして、一つの審議会を設置させていただこうと考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい、わかりました。どうもありがとうございました。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ、今回の法改正に伴って、従来、各自治体の個人情報審議会の方で扱っていた所掌事務のかなり多くの物は自治体レベルでは、取り扱う事が出来なくなった、そう意味では、新たに統合された審査会の下で、この、今我々が扱っている審議会としての機能としては、ごくごく一部だけ取り扱うというそういう制度変更ですね。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>会長、おっしゃる通りでございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。と、言う事でございます。他に、ご質問、ご意見ございますでしょうか。 では、委員の方々からこれ以上のご諮問無いようですので、報告事項については、以上とさせていただきます。次に、レジメの3番目。次回の開催予定など、この場で次回の開催予定日について第一案と第2案、2日ほど決めたいのですが、いつ頃が如何でしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>「日程調整中」 第一候補日、9月27日火曜日の午後6時半から、第二候補日、10月5日、水曜日の午後6時半から、こういう事でご予定をいただければと思います。どうもありがとうございました。 最後に、事務局から何かございますでしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ございません。大丈夫です。</p>
<p>委 員</p>	<p>特定非営利活動法人 情報化連携推進機構の代表理事になっておりますけど、実は8月までそうでしたが、今度代表理事交代の時期が参りましたので、代表理事を交代いたし</p>

会 長	<p>まして、私は理事になっておりますので、情報化連携推進機構 理事という事で今後ご案内いただければありがたいなと思っています。以上です。</p> <p>ありがとうございました。本日は代表理としての最後のお務めと。どうもお疲れ様でした。他にないようでしたら、以上をもちまして、本日の審議会は、終了とさせていただきます。委員の皆様本日は長時間に渡りましてご協力いただき誠にありがとうございました。どうもお疲れ様でした。</p>
全 員	<p>全員 ありがとうございました。失礼します。</p>